

第2章 教育課程

1 教育課程の意義

教育課程については、様々なとらえ方があるが、文部科学省「小（中）学校学習指導要領解説—総則編—」によれば、次のとおりである。

学校において編成する教育課程については、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童（生徒）の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

上記のようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織化及び授業時数の配当が教育課程の基本的な要素となる。

(1) 学校の教育目標の設定

教育の目的・目標及び義務教育の目的は教育基本法に規定されている。また、義務教育の目標及び学校種ごとの教育の目的・目標は、学校教育法に規定されている。

各学校において、学校の教育目標を設定するに当たっては、これらを基盤としながら、地域や学校の実態等に即した具体的な育成を目指す姿として学校と地域、保護者と共有できる目標を設定する必要がある。

(2) 指導内容の組織化

指導内容は、学校ごとに学校教育の目的や目標を達成するために必要となる事柄を決定し、構成すべきであるが、各教科等の種類やそれぞれの目標・指導内容についての基準は学校教育法施行規則及び小学校学習指導要領・中学校学習指導要領に示されている。

各学校においては、この基準に従い、地域や学校の実態及び児童生徒の心身の発達段階や特性等を考慮して指導内容を組織する必要がある。

その際、指導内容の系統性や関連性にも十分配慮することが大切である。

(3) 授業時数の配当

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は、一定の時間内において行わなければならないので、その配当は教育課程の編成上重要な要素である。授業時数については、学校教育法施行規則第51条別表第1（中学校第73条別表第2）に各教科等の標準授業時数を定め、また、小・中学校学習指導要領第1章総則の第2「教育課程の編成 3 (2) 授業時数等の取扱い」の中でその取扱いを定めている。各学校では、これらに基づいて、実態に即したカリキュラム・マネジメントを生かした授業時数を定めることになる。

2 教育課程の編成

(1) 教育課程の編成の主体

教育課程は、法令等の規定に従い、各学校において主体的に編成するものである。

これについて、小・中学校学習指導要領第1章総則第1「小（中）学校教育の基本と教育課程の役割」の中で「各学校において…適切な教育課程を編成するもの」としている。

「各学校において編成する」とは、法令上「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」（学校教育法第37条第4項及び同法第49条）と示されていることから、校長が責任者となって編成することになる。

「校長が責任者となって編成する」とは、校長が一人で編成のすべてを行うということではなく、権限及び責任の所在を示したものである。

また、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」と示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が強調されている。

(2) 教育課程の編成の原則

教育課程を編成するに当たっては、遵守することや配慮すべきことも多々ある。

小・中学校の学習指導要領第1章総則第1に教育課程の編成の原則として、次の4点が示されている。

- 1 法令及び学習指導要領の示すところに従う。
- 2 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、(1)から(3)の実現を図り、児童生徒に生きる力を育むことを目指す。
 - (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育に努めること。
 - (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。
 - (3) 学校における体育・健康に関する指導を、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。
- 3 生きる力を育むことを目指すに当たっては、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。
 - (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
 - (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
 - (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

4 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(カリキュラム・マネジメント)に努めるものとする。

ア 教育課程の編成と法令

ここでいう法令とは、次のものをいう。

- (ア) 日本国憲法
- (イ) 教育基本法(教育の目的、目標及び義務教育の目的等)
- (ウ) 学校教育法(義務教育の目標及び小・中学校教育の目的、目標等)
- (エ) 同法施行規則(授業時数の標準等)

小学校教育や中学校教育は、義務教育であり、また、公教育としての公の性質をもっている。そのために、全国的に一定の教育水準を確保し、同水準の教育を受けられる機会を国が保障する必要がある。このため、小・中学校教育の目的や目標を達成するために学校で編成・実施する教育課程については、国として一定の基準を設けている。

イ 教育課程の編成と地域や学校の実態

学校と地域社会は密接な関係にあり、学校は地域社会を離れては存在しえず、児童生徒は家庭や地域社会の中で様々な経験をして成長する。地域生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等について特色がある。教育課程を編成する際には、この点を十分に考慮する必要がある。

また、学校の実態としては、学校規模、教職員の状況、児童生徒の実態、施設設備の状況等があるが、これらの人的・物

的条件は学校によって異なっている。教育課程の編成においては、これらの点も考慮する必要がある。

ウ 教育課程の編成と児童生徒の心身の発達の段階及び特性

教育課程は、児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分に考慮して定められなければならない。各学校における児童生徒の能力・適性、興味・関心等は多様化しており、今後、その傾向はますます顕著になると思われる。

各学校においては、児童生徒の発達の過程を的確にとらえるとともに、個々の児童生徒の特性や課題について十分配慮して、教育課程を編成する必要がある。

3 学習指導要領

(1) 学習指導要領の意義

学習指導要領は、学校教育法に基づく学校教育法施行規則の規定により、文部科学大臣が告示によって定めるものである。

その形式は告示であるが、法規命令としての性格をもち、法的基準性と拘束性を有する。

昭和22年に文部省（現文部科学省）から試案が出されて以来、昭和26年、昭和33年、昭和43年（中学校44年）、昭和52年、平成元年、平成10年、平成20年、平成29年の8回にわたって改訂が行われた。

なお、平成15年、平成27年に一部改正が行われた。

(2) 改訂の基本方針

ア 改訂の基本的な考え方

- (ア) 教育基本法、学校教育法などを踏まえこれまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・

能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

- (イ) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること。
- (ウ) 先行する特別教科化など道德教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。
- イ 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現
- (ア) 「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、各教科等の目標及び内容を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理したこと。

- (イ) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

これまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、児童生徒の知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要であること。そのため、小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないなどと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積をしっかりと引き継ぎ、児童生徒の実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善を図ること。

ウ カリキュラム・マネジメントの確立

- (ア) 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要があること。
- (イ) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善については、1単位時間の授業の中で全てが実現できるものではなく、単元など内容や時間のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランス工夫することが重要であるとしたこと。
- (ウ) そのため、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしたこと。

(3) 教育内容の主な改善事項

ア 言語能力の確実な育成

- (ア) 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成を図ること。
- (イ) 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させたこと。

イ 情報活用能力（プログラミング教育を含む）の育成

- (ア) コンピュータ等を適切に活用した学習活動の充実を図ること。
- (イ) 小学校において、各教科等の特質

に応じて、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成のための学習活動を実施すること。

ウ 理数教育の充実

- (ア) 平成20年改訂において2～3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などを充実させたこと。
- (イ) 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育や自然災害に関する内容を充実させたこと。

エ 伝統や文化に関する教育の充実

古典など我が国の言語文化や、県内の主な文化財や年中行事の理解、我が国や郷土の音楽、和楽器、武道、和食や和服などの指導を充実させたこと。

オ 体験活動の充実

生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するため、体験活動を充実させ、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験を重視したこと。

カ 外国語教育の充実

- (ア) 小学校において、中学年で「外国語動」を、高学年で「外国語科」を導入したこと。（小学校の外国語教育の充実に当たっては、新教材の整備、研修、外部人材の活用などの条件整備を行い支援すること。）
- (イ) 小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導を充実させたこと。

キ 現代的諸課題への対応

- (ア) 市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解（小：社会）、国民としての政治への関わり方について

自分の考えをまとめる（小：社会）、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加との関連についての考察（中：社会）、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動（小・中：特別活動）。

- (イ) 少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組（中：社会）。
- (ウ) 売買契約の基礎（小：家庭）、計画的な金銭管理や消費者被害への対応（中：技術・家庭）。
- (エ) 都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応（小：社会）、自然災害に関する内容（小・中：理科）。
- (オ) オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解（小：社会）、オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解（小：体育、中：保健体育）、障害者理解・心のバリアフリーのための交流（小・中：総則、道徳、特別活動）。
- (カ) 海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実（小・中：社会）。

ク その他の改善事項

- (ア) 初等中等教育の一貫した学びを充実させるため、小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」を充実させるとともに、幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習を重視したこと。
- (イ) 児童生徒一人一人の発達を支える観点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実と教育課程の関係について、小学校及び中学校を通して明記したこと。

- (ウ) 日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について定めたこと。

- (エ) 部活動については、教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連を留意し、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制について定めたこと。

- (オ) 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことを明らかにしたこと。

4 学力観と評価観

(1) 学力観

今日の学力観は学習指導要領の総則の中で、以下のように示されている。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる内容の実現を図り、児童（生徒）に生きる力を育むことを目指すものとする。

- (1) 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。
- (2) 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

激しい変化が予想されるこれからの社会において、社会の変化を見通しつつ、これに柔軟に対応し、主体的、創造的に生きていくことができる資質を養うことを学校教育において重視する必要がある。

このようなことから、各教科等において体験的な学習の充実に努める中で育てたい資質や能力は、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等などであるといえよう。

(2) 評価観

学習指導における評価においては、指導の成果だけではなく、指導の過程における児童生徒の学習に対する努力や意欲などを評価し、児童生徒の学習意欲の向上に生かすようにすることが大切である。その際、他者との比較ではなく児童生徒一人一人がもつよい点や可能性など多様な側面、進歩の様子などを把握する個人内評価の視点を大切にすることが重要である。

また、評価については、指導の改善に生かすという視点を一層重視することが大切であり、評価を通じて、教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるよう指導の在り方について工夫改善を図っていくことが必要である。

5 教科書等

(1) 教科書の意義と活用の仕方

教科書は、教科の主たる教材として学校において使用しなければならない。

ア 教科書の意義

教科書とは「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。」（教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項）と定義されており、学校教育における教科指導上極めて重要な位置を占めている。教科書が「教育課程の構成に応じて組織排列される」というのは、教育課程の基準としての学習指導要領に示された内容に即応して組織排列されていることである。

イ 教科書の活用の仕方

教科書は教科の主たる教材であるので、学習指導において、その教材性を深く研究し、機能や役割を理解することが肝要である。教科書のもつ機能としては、知識の伝達、資料提示、学習指導の示唆、学習整理等がある。

また、学習活動が一斉学習であるか小集団学習か、あるいは、認識のありようか知識伝達か問題解決的な学習かなどによっても教科書の役割が変わってくるので、活用に当たっては工夫が必要である。

(2) 教科書の種類

ア 文部科学省検定済教科書（小学校、中学校用）

イ 文部科学省著作教科書（特別支援学校用）

(ア) 視覚障害者用（点字版）

(イ) 聴覚障害者用

(ウ) 知的障害者用（☆本）

ウ 学校教育法附則第9条に規定された一般図書（特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級において、適切な教

科書がないなど特別な場合)

- (ア) 点字教科書（点字により教科書を複製した図書）
- (イ) 拡大教科書（視覚障害者用の文字、図形等を拡大して教科書を複製した図書）
- (ウ) 絵本等の一般図書

※対応本（化学物質過敏症の児童生徒用に作成した教科書：天日干し、コピー等で対応）

(3) 教科書に準ずるもの等

学校教育法第34条第2項には、「教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。」と規定されている。

ア 教材の選定

教科書以外の図書その他の教材を選定する場合、校長が児童生徒の教育効果の向上に有効適切と認めるものでなければならないし、また、保護者の経済的負担についても考慮しなければならない。

イ 準教科書

教科書の発行されていない教科において、教科書に準じて使用するものをいう。準教科書を定めようとするときは、校長はあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

ウ 補助教材

校長は、学年又は学級の児童生徒全員の教材として次に掲げる図書を継続的に使用させようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- (ア) 教科書又は準教科書と併用する副読本、解説書、参考書又はこれらに類するもの。
- (イ) 学習の課程又は休業日に使用する学習帳、夏休み帳、冬休み帳又はこれらに類するもの。

(4) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書とは、紙の教科書の内容の全部をそのまま記録した電磁的記録である教材で、学習者用コンピュータ（以下、「端末」）で使用するものである。令和3年に学校教育法に規定される教材の使用について定める件の一部改正が行われ、紙の教科書に代わり学習者用デジタル教科書を各教科等の授業時数の制限なく使用することが可能となった。

なお、特別支援的機能（文字・背景色の変更、機械音声読み上げ、ルビ振り等の機能）を搭載しているデジタル教科書を作成している発行者もある。動画・音声やアニメーション等のコンテンツは学習者用デジタル教科書には該当せず、これまでの学習者用デジタル教材と同様に学校教育法に規定される教材(補助教材)である。（指導者用デジタル教科書には、前述のコンテンツが含まれるものもある。）



文部科学省「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」より

ア 学習者用デジタル教科書を使用する授業の基準

- (ア) 児童生徒がそれぞれ紙の検定済教科用図書等を使用することができるようにしておく。
- (イ) 児童生徒がそれぞれの端末により学習者用デジタル教科書を用いる。
- (ウ) 採光及び照明を適切に行う。
- (エ) 端末等の故障により学習に支障を生じないように配慮する。

イ 児童生徒の健康に関する留意点

- (ア) 姿勢に関する指導を適切に行い、目と端末との距離30cm以上離すよう

指導する。

- (イ) 授業において、児童生徒が長時間にわたって画面を注視しないよう、3分に1回は、20秒以上、画面から目を離して目を休めるよう指導する。
- (ウ) 画面の反射を抑えたり、画面への映り込みを防止したりするために、児童生徒に対し、画面の角度を調整するよう指導する。
- (エ) 眼精疲労の有無やその程度など心身の状況について、日常観察等により児童生徒の状況を確認するよう努める。

《参考・引用文献》

- ・教育課程審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校並びに養護学校の教育課程の基準の改善について」（答申）平成10年
- ・『小学校教育課程の展開』千葉県教育委員会平成24年
- ・『中学校教育課程の展開』千葉県教育委員会平成25年
- ・小学校学習指導要領文部科学省平成29年3月
- ・中学校学習指導要領文部科学省平成29年3月
- ・学校教育指導の指針千葉県教育委員会
- ・「平成26年改訂版教科書実務ハンドブック」教科書法令研究会 平成26年